

監 査 報 告 書

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 大 貫 正 男 殿

平成 16 年 4 月 28 日
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
監 事 細 田 長 司
監 事 風 間 邦 光

私ども監事兩名は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの第 5 会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

第 4 会計年度（平成 14 年度）監査報告で指摘した「50 支部を網羅した会計処理システムの構築」については、全支部での導入こそまだ果たせてはいないものの、既に 40 支部において導入がなされ、平成 16 年度における全支部における導入に目途が立っている。その結果、支部を含めた法人全体の収支決算報告書の作成等についても、比較的迅速で正確な処理が可能となっている。今後、継続努力し、所期の目的を果たされるよう努められたい。

なお、法人全体の繰越金が多額であり、その実に 3 分の 2 が支部における繰越金である。繰越金が多額にわたることは、内部留保を押し上げることとなり、法人にとって重要な問題である。是非とも、平成 16 年度においては、支部の予算執行に応じた支部事業費の支出の検討や繰越金の多い支部における支部会費の廃止の要請など、支部繰越金の解消にむけた対策を講じていただきたい。

また、各支部における各事業ごとの収入支出明細をより正確に把握できる工夫については第 4 会計年度監査報告でも指摘していることであるが、継続して検討を加えていただきたい。

- (2) 事業報告書の内容は真実と認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上